

## 約 款

### (趣旨)

第1条 この約款は、お客様（以下契約者）と株式会社地域新聞社（以下当社）との間における新聞等広告掲載、チラシ折込、販促支援、Web掲載について定めたものです。

### (ご契約)

- 第2条
1. ご契約については、「注文確認書」を作成し注文内容をよく確認して署名または捺印してください。
  2. 新聞掲載の掲載面指定はできません。枠サイズにより一面および最終面の指定（別途料金必要）のみ可能です。
  3. ご契約については広告効果の保証をするものではありません。
  4. 原稿作成等でお預かりした電子データ、写真については返却いたしません。
  5. お預かりしたチラシについては、お預かり後3ヶ月を経過した時点で別途保管料を請求させていただきます。  
※保管料：1パレット（110 cm×80 cm）3,000 円/月
  6. 配布エリアは、弊社独自のエリアで区切っており、町丁目の混在もごさいます。また、ポストの状況による変動も踏まえ、配布エリア内100%の部数を設定しておりません。住居人・管理者の都合や家屋の立地状況、ポストの有無等、もしくは部数不足により一部配布をしておりません。
  7. Web掲載規約は、新聞広告掲載規約に準じます。詳細内容は「チヨコミ！」サイト「利用規約」「個人情報保護」をご覧ください。
  8. ショッパー電子版紙オプションプランは、新聞広告の校了連絡を持ちまして、ショッパー電子版の掲載内容に関してもご承諾の意とさせていただきます。
  9. ショッパー電子版タイアップ記事制作プランは、記事作成完了後、当社よりご報告いたします。記事内容にご承諾いただきましたら、記事を公開いたします。
  10. ショッパー電子版の記事公開後の更新を希望される場合は、別途お見積りとさせていただきます。更新作業とは、提供していただいた内容をもとに追加・修正を行うことを指します。
  11. ショッパー電子版の掲載の最低保証期間は1カ月となります。申込者から当社にメールもしくは文書にて記事削除申し出の通達がない限り記事はサイトにアーカイブされますが、1カ月以降に関しては当社の判断で掲載を削除する場合があります。

### (お支払)

- 第3条
1. 当社は原則前金でお願いしております。お支払はご契約時若しくは新聞等広告の場合ゲラ（デザイン）持参時、チラシ折込みの場合はチラシお引き取り時になります。なお、初めてのお取引の場合は前金にてお願いいたします。一部ご請求関係に関しては債権管理委託会社よりご請求させていただきます。
  2. 当社は、ご契約いただいた各種サービスの税抜き本体価格に消費税率を乗じて、消費税額を算出しております。また、その際1円未満に端数が生じた場合には、1円未満の小数第1位を四捨五入し、消費税額を確定させていただきます。

### (契約期間・契約解除)

- 第4条
1. 契約者は原稿締切日（原則、掲載日前週の水曜日）までは、契約を解除することができます。その場合は速やかに、営業担当若しくは当社までご連絡ください。なお、作業進捗状況によってはご要望に沿えない場合がございます。※原稿締切日については変更になる場合がございます。詳しくは当社へお問い合わせください。
  2. ゲラ（デザイン）作成後のキャンセルにつきましては、キャンセル料としてお取引金額の30%を請求させていただきます。また、校了後のキャンセルにつきましては、キャンセル料としてお取引金額の100%を請求させていただきます。
  3. イベント発注後のキャンセルについては、正式発注後50%、イベント1週間前～前日まで80%、当日100%のキャンセル料を請求させていただきます。なお、イベントの準備段階でかかった必要経費については、100%を請求させていただきます。
  4. チラシ折込については、お申込み後の折込の修正・キャンセルについては変更料が50%～100%かかります。また、状況によってはキャンセルの対応が出来かねますのでご了承ください。
  5. チラシのお引き取りについては1部～9,999部・・・3,000円（消費税別途）  
1万部～1部につき一律0.3円（消費税別途）頂きます。引き取り日は指定となります。エリアや発行号により異なりますので詳しくはお問い合わせください。
  6. チヨコミ有料プラン及びバナー広告の契約期間は、本契約書記載の契約開始日から契約期間満期までとします。ただし、契約期間満期日の1ヶ月前までに、契約者または当社いずれからも書面による解約の意思表示がない場合は、契約は同期間延長されるものとし、以後も同様となります。契約期間内に掲載を終了する場合も本契約に基づく費用を請求させていただきます。
  7. チヨコミ有料プラン及びバナー広告の月額費用は、契約初日より1ヶ月ごとに発生します。
  8. LINE公式アカウントの契約期間はサービス開始月から1年です。  
途中解約はできません。契約者の都合により契約期間内に掲載を終了する場合についても、契約に基づき契約満了日までの月額費用を請求させていただきます。なお、契約満期日の1ヶ月前までに解約の希望を当社に通知しない限りは、契約はその後1年間継続されるものとし、その後も同様となります。
  9. 万が一、契約者と反社会的勢力等との関係が判明した場合、または、違法・不当な反社会的行為を行っていることが判明した場合は、当社にご契約を一方的に解除できるものとし、以後も同様となります。
  10. 広告内容が法令・業法に違反するものや違反の恐れがあるもの、または当社の広告掲載基準に抵触するものは、新聞等広告掲載およびチラシ折込ができない場合がございます。

(免責)

第5条 次の事由による損害については、当社は損害賠償の責任を負いません。

1. 天災（地震、暴風雨、大水、大雪、地滑り、山崩れ等）、感染症の蔓延、国や自治体から発出される要請や規制、予見できない交通障害や規制等により、配布の中止・延期またはイベントの中止・延期をした場合。
2. お預かりしたチラシが自然劣化（光、湿度等による変色等）や天災等の不可抗力事由により破損した場合。
3. ちいき新聞およびチラシ折込等の配布希望エリアで未配布が発生した場合でも、弊社が定める各エリアの配布部数を配布していることが確認できた場合。

(安全管理)

第6条 業務上知り得た契約者の個人情報、企業情報については、個人情報保護、守秘義務プライバシー保護に充分配慮し、厳重に管理いたします。

(不履行)

第7条 ご契約事項完了後、当社からの請求にもかかわらず正当な理由なくご入金いただけない場合は、法的手段により解決を図ります。

(著作権)

第8条 当社にて作成したデザインの著作権は当社に帰属し、当社に無断で二次利用および転載をすることはできません。当該の行為が行われた場合、その内容に応じて別途使用料請求若しくは損害賠償請求を行う場合があります。

(変更・訂正)

第9条 当約款は予告なしに変更または訂正することがございます。